令和８年１０月２日

旅客船事業者の行政処分等の状況について

関東運輸局　海事振興部　旅客課

（１）行政処分等の年月日	令和８年１０月２日
（２）事業者の氏名又は名称	東海汽船株式会社
（３）処分等の種類	船舶の使用停止命令
（４）事故等の概要	令和８年１月以降、東海汽船株式会社及び同社所有船舶に対し、海上運送法第２５条第１項に基づく検査を実施したところ、同社が海上運送法に基づき定めた安全管理規程を遵守していない等、海上運送法に違反する事実を確認した。
（５）処分等の内容	海上運送法第１７条に基づき、下記のとおり、一般旅客定期航路事業の用に供する船舶の使用を停止すること。 ○東京～八丈島航路【関東第１１０号】 ・船名：橘丸　船舶番号：１４２１２５ 令和８年１０月９日から 令和８年１０月２８日までの２０日間 ○東京～大島～神津島航路【関東第１２５号】 ・船名：橘丸　船舶番号：１４２１２５ ・船名：セブンアイランド結　船舶番号：１４３６６３ ・船名：セブンアイランド友　船舶番号：１３１２６９ 令和８年１０月９日から 令和８年１０月２８日までの２０日間 ○熱海～大島航路【関東第１４２号】 ・船名：セブンアイランド結　船舶番号：１４３６６３ ・船名：セブンアイランド友　船舶番号：１３１２６９ 令和８年１０月９日から 令和８年１０月２８日までの２０日間
（６）違反点数付与状況	当該行政処分等により付された違反点数 Ⅰ）東京～八丈島航路（関東第 110 号）　９２点 （うち輸送の安全に関する違反点数　９２点） Ⅱ）東京～大島～神津島航路（関東第 125 号）　９６点

	（うち輸送の安全に関する違反点数　９６点） Ⅲ）熱海～大島航路（関東第 142 号）　３８点 （うち輸送の安全に関する違反点数　３８点）

令和８年１０月５日

旅客船事業者の行政処分等の状況について

関東運輸局 海上安全環境部 運航労務監理官

（１）行政処分等の年月日	令和８年１０月５日
（２）事業者の氏名又は名称	株式会社東京ウォータウェイズ
（３）処分等の種類	警告
（４）原因となった事故等の概要	令和８年３月２７日に、株式会社東京ウォータウェイズの使用船舶が目黒川を航行中、他船と接触する事故が発生しました。これを受けて、令和８年６月１７日に、海上運送法第２５条第１項に基づく検査を同社に対して実施したところ、事故等の連絡体制に不備があること等、当該事業者の安全管理規程で定める基準どおりの運用がなされていなかった事実が確認されました。
（５）処分等の内容	以下に掲げる措置について、令和８年１１月５日までに文書により報告すること。 ① 安全統括管理者は、海上運送法第２１条の５において準用する第１９条の４及び安全管理規程第５２条第４項に基づき、当該事業にかかる輸送の安全に係る情報を外部に対して適切に公表すること。 ② 経営トップは、安全管理規程に違反した事実に対する再発防止策を策定し、適切な安全管理体制を確立するとともに、事案の再発防止に向けて、安全管理規程第４条に基づき、輸送の安全を確保するために、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則の徹底について主体的に関与し、安全マネジメント態勢を構築すること。 ③ 安全統括管理者は、安全管理規程第１７条に基づき、関係法令の遵守と安全最優先の原則を社内へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。 ④ 運航管理者は、安全管理規程第１８条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統轄し、関係法令及び安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。 ⑤ 船長は、安全管理規程第４０条及び事故処理基準第４条に基づき、自船に事故が発生したときは、事故の状況及び講じた措置について速やかに運航管理者及び警察署等に連絡すること。また、運航管理者は安全管理

	規程第４５条及び事故処理基準第４条に基づき、事故が発生した時は速やかに運輸局等まで事故の状況について報告すること。
（６）違反点数付与状況	当該行政処分等により付された違反点数　８点 （うち輸送の安全に関する違反点数　８点） 当該事業者の累積違反点数 旅客不定期航路事業（関東不 1189）　８点 （うち輸送の安全に関する違反点数　８点）

令和８年１０月８日

旅客船事業者の行政処分等の状況について

関東運輸局 海上安全環境部 運航労務監理官

（１）行政処分等の年月日	令和８年１０月８日
（２）事業者の氏名又は名称	那須興業株式会社
（３）処分等の種類	警告
（４）原因となった事故等の概要	令和８年７月２１日に、那須興業株式会社の使用船舶が、りんどう湖において桟橋に接触する事故が発生しました。これを受けて、令和８年８月３日に、海上運送法第２５条第１項に基づく検査を同社に対して実施したところ、事故発生時等の連絡体制に不備があった等、当該事業者の安全管理規程で定める基準どおりの運用がなされていなかった事実が確認されました。
（５）処分等の内容	以下に掲げる措置を講ずるとともに、講じた具体的措置について、令和８年１１月９日までに、文書により当局宛て報告すること。 １　経営トップは、安全管理規程に違反した事実に対する再発防止策を策定し、適切な安全管理体制を確立するとともに、事案の再発防止に向けて、安全管理規程第４条に基づき、輸送の安全を確保するために、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則の徹底について主体的に関与し、安全マネジメント態勢を構築すること。 ２　安全統括管理者は、安全管理規程第１７条に基づき、関係法令の遵守及び安全最優先の原則を社内に徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。 ３　運航管理者は、安全管理規程第１８条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統轄し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。 ４　運航管理者及び船長は、安全管理規程第２７条に基づき、運航中止基準に係る情報、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の結果等について、必要な事項を漏れなく記録すること。 ５　船長は、安全管理規程第４１条及び事故処理基準第４条に基づき、自船に事故が発生したときは、事故の状

	況及び講じた措置を速やかに運航管理者及び警察官署等に連絡すること。 運航管理者は、安全管理規程第４６条及び事故処理基準第４条に基づき、事故の発生を知ったときは、速やかに関係運輸局等及び管轄警察署に事故の概要及び事故処理の状況を報告すること。
（６）違反点数付与状況	当該行政処分等により付された違反点数　８点 （うち輸送の安全に関する違反点数　８点） 当該事業者の累積違反点数 一般旅客定期航路事業（関東９８）　８点 （うち輸送の安全に関する違反点数　８点）

令和８年１０月２６日

旅客船事業者の行政処分等の状況について

関東運輸局 海上安全環境部 運航労務監理官

（１）行政処分等の年月日	令和８年１０月２６日
（２）事業者の氏名又は名称	Y Cruise 株式会社
（３）処分等の種類	輸送の安全確保に関する命令
（４）原因となった事故等の概要	令和８年６月５日、内部調査により機関長が受有する海技免状が失効したまま複数回にわたり旅客運送に従事していたことが判明した旨の報告がなされた。 令和８年６月２４日、同年７月２日及び同年７月１７日に海上運送法第２５条第１項に基づく検査を実施したところ、船舶職員及び小型船舶操縦者法の違反や安全管理規程に定める事項が遵守されていないことが確認された。
（５）処分等の内容	以下に掲げる措置について、令和８年１１月２５日までに当局あて文書にて報告すること。 ① 船舶借入人は、船舶職員及び小型船舶操縦者法第１８条第１項に基づき、運航する船舶に乗組み基準に定める有効な海技免状を受有する海技士を乗り組ませることについて、管理体制の見直しを行い、これを確実に遵守するものとすること。また、運航船舶に乗組む船舶職員は、同法第２１条第１項に基づき、乗組み基準において必要とされる資格に係る有効な海技免状を受有すること。 ② 経営トップは、船舶職員及び小型船舶操縦者法及び安全管理規程に違反した事実に対する再発防止策を策定し、適切な安全管理体制を確立するとともに、事案の再発防止に向けて、安全管理規程第４条に基づき、輸送の安全を確保するために、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則の徹底について主体的に関与し、安全マネジメント態勢を構築すること ③ 安全統括管理者は、安全管理規程第１７条に基づき、船舶職員及び小型船舶操縦者法をはじめ、関係法令の遵守と安全最優先の原則を社内へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。 ④ 運航管理者は、安全管理規程第１８条に基づき、船舶の運航の管理及び輸送の安全に関する業務全般を統轄し、

	船舶職員及び小型船舶操縦者法をはじめ、関係法令及び安全管理規程の遵守を確実にしてその実施の確保を図ること。 ⑤ 運航管理者は、安全管理規程第２４条に基づき、配乗計画の作成にあたり、適正な資格を有している法定職員が確保されているか等、運航の安全性について検討を行い、法定乗組み基準に適合するよう配乗計画を作成すること。 ⑥ 運航管理者は、安全管理規程第４８条及び事故処理基準第４条に基づき、事故の発生を知ったときは速やかに運輸局等にその概要及び事故処理の状況を報告すること。
（６）違反点数付与状況	当該行政処分等により付された違反点数　２７点 （うち輸送の安全に関する違反点数　　２７点） 当該事業者の累積違反点数 一般旅客定期航路事業　（関東 83）　　２７点 （うち輸送の安全に関する違反点数　　２７点）